



14 指広第 1105 号
平成 15 年 3 月 13 日

半澤 一宣 様

東京消防庁指導広報部

広報課長 伊藤 克



質問状等に対する回答について

平成 15 年 1 月 31 日付け要請書及び同年 2 月 21 日付け質問状の内容についてお答えいたします。

車両の停車場においては、火災予防条例第 23 条及び火災予防施行規程第 7 条により、危険物品の持込みが規制されておりますが、喫煙は禁止されておられません。

また、同条例等では鉄道車両への規制は定められておりません。

なお、過去に、都内を運行する一部の車両においてシートに放火するという悪質行為が発生したことを踏まえ、当庁から関係鉄道各社に対し、鉄道車両等における放火防止対策及び自衛消防訓練の促進等に関し文書による指導を行っております。

問合わせ先

指導広報部広報課

広聴係 青木

03-3212-2111 内線 5432

予防部査察課

危険物査察係 岡 内線 5332